

事 務 連 絡
平成 2 3 年 5 月 2 日

文部科学大臣所轄各学校法人補助金担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
高等教育局私学部私学助成課

東日本大震災による損壊若しくは火災等により使用できなくなった
補助対象財産の取壊し又は廃棄について（通知）

今回の東北地方太平洋沖地震で被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様の多大なる御尽力に深く敬意を表し、一日も早い復興をお祈りしています。

さて、国庫補助により取得した財産を処分する場合には、文部科学大臣による財産処分の承認が必要ですが、東日本大震災を含め災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった又は構造上危険な状態にある補助対象財産を取壊し又は廃棄する場合は、別紙様式による文部科学大臣への報告により、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うことができますので、遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県私立学校主管課におかれましては、管下学校法人等に周知願います

【参考①（幼稚園の財産処分）】

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について
（通知）（抄）

2 申請手続の特例（包括承認事項）

1 (1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

① 災害又は火災等により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

【参考②（小学校から大学及び特別支援学校の財産処分）】

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（抄）

第2 承認の手続

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
（略）

(2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

【問い合わせ先】

（幼稚園の財産処分）

初等中等教育局幼児教育課振興係 新井、小林

TEL：03-5253-4111（内線 3138、2374）

（小学校～高等学校、特別支援学校の財産処分）

高等教育局私学部私学助成課総括係 金、小笠原

TEL：03-5253-4111（内線 2544、2579）

（大学の財産処分）

高等教育局私学部私学助成課助成第二係 河野、渡邊、林

TEL：03-5253-4111（内線 2774）

【財産処分関係書類の送付先】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省（上記担当課及び係名をご記入下さい）